

イ 処理の状況（最高裁判所）

平成25（2013）年における少年保護事件の終局人員は121,695人で、このうち一般事件（交通関係事件を除く少年保護事件。以下同じ。）が75,531人（全体に占める割合62.1%）、交通関係事件（業務上（重・自動車運転）過失致死傷、危険運転致死傷、道路交通事故。以下同じ。）が46,164人（同37.9%）となっている。終局決定別にみると、審判不開始が44.7%と最も多く、次いで保護処分が20.0%となっている。（第2-3-11図）

① 保護処分

保護処分に付された者は24,393人で、その内訳は、一般事件が14,260人（58.5%）、交通関係事件が10,133人（41.5%）である。前年と比較し、2,019人（7.6%減）減少している。

・保護観察

保護観察に付された少年は20,944人で、その内訳は、一般事件が11,101人（53.0%）、交通関係事件が9,843人（47.0%）である。前年と比較し1,670人（7.4%減）減少している。交通関係事件のうち7,178人（72.9%）は交通短期保護観察に付されたものである。

・児童自立支援施設等送致¹¹¹

児童自立支援施設や児童養護施設に送致された者は236人である。

・少年院送致

少年院送致となった者は3,213人で、その内訳は、一般事件が2,925人（91.0%）、交通関係事件が288人（9.0%）と、一般事件が多くを占める。前年と比較して、一般事件は302人（9.4%減）、交通関係事件は13人（4.3%減）減少している。

② 検察官送致

刑事処分が相当であるとして検察官送致となった者は3,071人で、その多くを交通関係事件が占める（2,896人（94.3%））。前年と比較して347人（10.2%減）減少している。

③ 児童相談所長等送致¹¹²

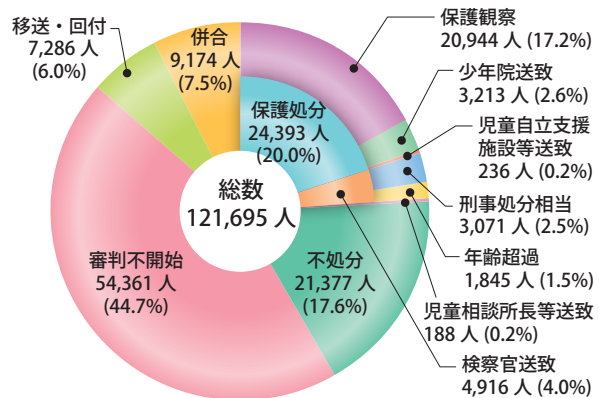
知事や児童相談所長に送致された者は、188人である。

④ 審判不開始、不処分¹¹³

裁判官や家庭裁判所調査官は、調査や審判の段階で、少年の問題性を見極めた上で、以下のような再非行防止に向けた働き掛けをしている。

- ・非行の内容を振り返らせ、被害の実情を伝えるなどする中で必要な助言・指導を行い、反省を深めさせる
- ・学校などと連絡を取って生活態度や交友関係の改善に向けた協力態勢を築く
- ・「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃といった社会奉仕活動への参加を促す

第2-3-11図 少年保護事件の処理状況
（終局決定別構成比 平成25年）



（出典）最高裁判所「司法統計年報」

（注）1. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。

2. 数値は速報値である。

111 児童自立支援施設（不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもを、入所または保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援する施設）などに送致するもの。その対象のほとんどが15歳以下の子どもである。

112 処遇を児童福祉機関の措置にゆだねるもの。児童自立支援施設等送致と同様にその対象のほとんどが15歳以下の少年であるが、毎年その数は少ない。

113 調査の結果、審判を開いたり保護処分に付することができず、又はその必要がないと認められる少年に対して行われる決定。

また、再非行を防止するために家族が果たす役割が大きいことから、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、子どもと保護者に社会奉仕活動への参加を促すなどの働き掛けを行っている。ほかにも、保護者会を実施して保護者の気持ちや経験を語り合う場を設けることにより、保護者の子どもに対する指導力を高めさせたり、保護者が自らの養育態度を見つめ直し、監護者としての責任を自覚するように働き掛けている。このような働き掛けも行った上で、その少年について審判を開いたり保護処分が付する必要がないと考える場合には、審判不開始や不処分とすることがある。

(5) 被害者への配慮

ア 被害者への情報提供などの様々な制度や取組（警察庁、法務省、最高裁判所）

警察は、被疑少年の健やかな育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、被害者などの要望に応じて、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

法務省は、

- ・全国の検察庁において、少年事件の被害者を含む全ての被害者やその親族の心情などに配慮するという観点から、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。
- ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、加害少年の健全な育成に留意しつつ、被害者の希望に応じて、少年院送致処分や保護観察処分を受けた加害少年に関し、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、被害者の希望に応じて、刑事処分となった加害少年に関し、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・「更生保護法」(平19法88)に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する制度と、保護観察所が被害者の心情などを保護観察中の加害少年(刑事処分となった少年を含む。)に伝達する制度を実施している(第2-3-12図)。

第2-3-12図 更生保護における被害者のための制度



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim01.html)

家庭裁判所は、

- ・「少年法」に基づく、一定の重大事件の被害者による少年審判の傍聴や、被害者に対する審判状況の説明といった被害者のための制度¹¹⁴の適切な運用に努めている。
- ・調査や審判の段階で、被害者の心情などに十分配慮しながら、被害者から話を聞くなどして被害の実情や被害感情の把握に努め、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

イ 被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇（法務省）

近年、刑事司法の分野において、被害者やその親族の心情などについて、一層の配慮を行うことが求められるようになってきている。

少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。この教育により、自分の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に誠意をもって対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるための働き掛けを行っている。

保護観察でも、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。また、被害者を死亡させたり、その身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された少年に対しては、犯した罪の重さや被害者の実情などを認識させながら被害者に対する謝罪の気持ちをかん養し、具体的なしよく罪計画を策定させるしよく罪指導を実施している。

(6) 少年鑑別所（法務省）

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定がされた少年を収容し、医学、心理学、教育学、社会学といった専門的知識に基づいて、その資質の鑑別¹¹⁵を行う施設である。観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であり、特に必要のあるときは、家庭裁判所の決定により、期間が更新（延長）されることがある（最長8週間）。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付されて審判の資料となるほか、保護処分が決定された場合には、少年院、保護観察所に送付され、処遇の参考にされる。退所する者の多くが地域社会に戻り、処遇を受けていることなどを踏まえ、少年の法的地位などを考慮しつつ、その健全な育成に配慮した観護処遇を実施している。

法務省は、少年鑑別所における相談活動や資質鑑別などの充実に図っている。平成26（2014）年度には、女子少年、低年齢少年のほか、発達障害を有する少年に対する心理検査などの充実に図る。

COLUMN No.6

少年鑑別所による地域支援

少年鑑別所では、地域の子どもの非行防止や健全育成のため、以下の取組を行っている。

(1) 心理相談

非行に関する問題や思春期の子どもの行動理解に関する知識やノウハウを有しており、子どものことでお悩みの保護者の方や学校の先生からの相談に応じ、お困りのことにアドバイスを

114 「少年法」では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申し出による意見の聴取、③被害者などに対する審判結果などの通知、④一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、⑤被害者などに対する審判状況の説明、の制度が設けられている。

115 鑑別には、上述の少年を収容して行う「収容鑑別」のほか、家庭裁判所からの請求に応じて、少年を収容せずに行う「在宅鑑別」、少年院、刑事施設、保護観察所などの法務省関係機関からの依頼に応じて行う「依頼鑑別」、地域住民、学校、職場などの一般からの依頼に応じて行う「一般少年鑑別」がある。

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse06.html

したり、定期的にカウンセリングをしている。

相談の窓口では、少年鑑別所とは異なる名称を掲げており、相談室への出入口を別に設けるなど、利用しやすい環境づくりに努めているほか、電話による相談にも応じている。

(2) 研修会などへの講師派遣

学校や関係機関が主催する研修会や講演会などに、少年鑑別所の職員を派遣し、非行や子育ての問題について分かりやすく説明をしたり、子どもに対する教育・指導方法についてコンサルテーションを行っている。

また、少年院・少年鑑別所の役割や少年保護手続の流れなどに関する法教育授業や教員研修も行っている。



(7) 少年院・児童自立支援施設等

ア 少年院・少年刑務所等（法務省）

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分が付された者と、16歳に達するまでの間に刑の執行を受ける者を收容し、**矯正教育**を行う施設である¹¹⁶。生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動の各領域で構成される教育課程（在院者の特性と教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画）を編成している。個々の少年について、少年鑑別所と家庭裁判所の情報や意見を参考にして個別的処遇計画を作成し、効果的な教育を実施するよう努めている。

刑事裁判において懲役や禁錮の実刑の言渡しを受けた少年は、刑執行のため、主に少年刑務所等に收容される。少年刑務所等は、一人一人に個別担任を指定して面接や日記指導といった個別的な指導を行うなど、心身が発達段階にあり可塑性に富む少年受刑者の特性に応じた**矯正処遇**を、各少年の資質と環境の調査の結果に基づいて実施している。

法務省は、少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導の充実を図っている。平成26（2014）年度には、指導職員に対する研修の実施などにより、薬物事犯少年や性非行少年に対する指導体制の充実強化を行う。

イ 児童自立支援施設（厚生労働省）

児童自立支援施設¹¹⁷は、不良行為を行ったり、行うおそれのある子どもに対して、その自立を支援することを目的として、一人ひとりの状況に応じ、生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整を行う施設である。

厚生労働省は、**児童自立支援施設運営指針**¹¹⁸などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

116 收容対象となる者の年齢、犯罪的傾向の進度、心身の故障の有無に応じて、初等、中等、特別、医療の4種類がある。http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse04.html

117 「児童福祉法」第44条に規定される施設。

118 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf